寛永諸家譜

藤原氏癸坎五冊之内十二

支流

内閣文庫
番號 和 20199
冊數 186(125)
函號 特 76 1

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

日根野　野間
初鹿野　市野
吉野　大野
長野　末吉
平野

寛永諸家系圖傳

藤原氏　參十二

支流

日根野の祖の家傳にいはく祖は源氏なり基忠
いらこゝ給ふ藤原に改むとぞ

永盛

本國和泉日根野の住

浅草文庫

國季　國壹

基壹　光盛

壹綱　盛廣

宗廣　夫如

尼

政光　章政

政雅　致有

致秀　盛之

右元　法名寂省

盛直

沙弥浄敬

明仙

弥富抜云文ひて下司法眼

又條局

四條局

尼如性盛治が妻

盛氏

包富方　尼妙耐　法名慈蓮

盛綱

下総守

盛治

雅楽左馬頭 法名道悟
武功ありしより当氏感書ありしまゝ

時盛

二ノ帝左兵衛尉

国盛

三ノ帝左兵衛尉

国景

十二帝左兵衛尉

盛隆

左兵衛督

盛久

兵庫助

盛長

弓松丸

国左

かゝ殿様 法名左子

秀盛　景盛

松王丸　加賀守　入道兵衛

某

九郎左衛門尉　英清四郎　辻堂

兄祖母代院久あり

弘就

備中守　治部少輔　従三位に叙せられ

けるに（称せ

永義　弾正守　道三　道三の子

義龍　今弾　孫四郎　河内守　不和

なりしまま弘就　くさ武蔵

けむ　武乃郎等数

人とのひさしく続けり

道三義龍父子あひ不和　事数度

なりけれども　弘就軍忠成りげ

まことにたち義誇の子義興ふたり
対して織田信長謀叛あらしと
ふ事数度にをよぶ弘治まで
戦功成ぬるんじ誇興澄ゆのち
浦人ともいつて浦弓八郎が許ふあり
その時信長につくまで秀吉秀吉
にはふいてとうとくをひく軍
勢をそなへまた事ともなり

高吉

信長信下織部正
信長なるべしに秀吉にしたがく
しもく戦功あり
天正十一年相州小田原陣乃時先
ゝ山中の城成せあたしつ宮内
をばくすはゆふ信州須坂の城
ふ

右附

筑後守

為ハ[illegible]つ[illegible]ハ[illegible]

東照大権現[illegible]つ[illegible]へ[illegible]

慶長七年事あるて御勘氣と

[illegible]京都

歳六十

弘右

長右衛門

慶長七年十二歳[illegible]

右德院殿を[illegible]

書[illegible]

病死

右沢

[illegible]右衛門

寛永元年十六歳[illegible]

石清水院殿

将軍家を祈しまいらせ給

書院番衆つとむ

弘勝

九条右衛門尉

秀吉に仕へ小性となる

弘佐

長右衛門尉

慶長十九年大坂御陣に

法人になりといへども

属しまいらせ小軍

十二月四日豊後守

一ツ目なりてまいらせ

竹束城法者 源城あるせ力と

はたらき弘法鉄炮

かうる

秀吉

松倉豊後守

従

仕

城と

元和元年大坂五陣のとき松平
下総守殿まゐり我場所
おもしろく六月六日國分表をを
ひらく後藤又兵衛敵ハ
とうはなみとまゐり敗北
ゆ同七日ハ合戦ハ弘仁親王
ゆあたるかふ
同二年ゆるしてまゐる
石徳院殿ハ場所へまゐる

同四年御書院番を
同八年御切米をまゐる後
御軍勢ハ
寛永十年六月三日八百石ハ
をまゐる

弘方
授十郎
寛永十一年

将軍家より御書
同十六年御普請出来
同十七年御切腹
同十八年九月十日浅小姓
右明

法印法下織部正
慶安元年
大猷院奥列御進物
文言右
右明書記
右濃院殿より
国字記文
下野
同六年
大猷院様
同七年下野の国主
御位
同十九年大坂御陣
御供
五陣の
記
右濃院殿
軍功

元和三年ものこのゝち
右法院殿
将軍家日光御社參還御乃時数度
召出ル 御酒あり
寛永元年
将軍家まゝ召出ル 御酒乃時英合
ゝたまつる
同十年 御ものゝ御供仰ル

同十一年 御上洛ゝ御供仰ル
此ときゝ豊後乃國府中を御休所
同十二年 江戸ゝ帰ル 諸侯
の士大夫ゝ不残 英合と相伴

言継

従大納言 広橋亀
大将現ゝ ゝ
慶長七年 英流國ゝとひく

七月二日ハ[illegible]

同十九年元和元年大坂表の

御陣ヲ御[illegible]

寛永三年ヲ辛と

言尚

源左衛尉

元和八年下野国ニ生ル

右徳流殿と[illegible]

寛永元年七月ニ生ル

将軍家ヲ謁

同十二年[illegible]

[illegible]

同十八年稚[illegible]ヲ生ル

言次

左京

寛永三年

台徳院殿にしつかへまつりけり
父が采地七千石をわかち六千石を高次
にゆつり千石を高吉にたまふ
同八年より死去

高吉

半助
寛永三年
台徳院殿につかへたてまつり千石の采地

をたまふ
同十七年御小姓組の番頭になる

吉雄

次太郎の尉
元和九年九歳のとき
台徳院殿に拝謁す
寛永二年十二歳にして
将軍家光卿につかへまつる

家紋類之部

国立公文書館
National Archives of Japan

野間

安信

生國尾張

織田信長

清洲城

重安

[illegible]

生國同[illegible]

参列するをひくめりしかれ
東照大權現につかへ奉る
元和二年
台德院殿につかふ同年
同三年八十六歳にして死
法名用成京仙

重久
京院　生國三河

天正十年
大權現小牧陣にふかくつかへ
義弘せ　ゆ法にて奉る
あくしゝび三十年にして法名宗院

政次
子大膳亮　生國同前
大權現につかへ奉る
元和元年八十八歳にして死

清和源氏 道号 [illegible]

改成

義政 [illegible] 生國武蔵

十三歳 [illegible]

右遠流敵

将軍家より [illegible]

重成

合戦 [illegible] 生國三河

大權現 [illegible] 関原 [illegible]

大坂再度 [illegible] 陣 [illegible] 御供 [illegible]

元和二 [illegible] 後別 [illegible] 江戸 [illegible]

右德流敵 [illegible]

寛永元年 [illegible]

将軍家 [illegible]

同四 [illegible] 十二歳 [illegible]

宗親

金吾蔵人　生國武蔵

寛永元年より

將軍家へ仕へ奉つる

重次

久三郎　生國三河

慶長十五年

大權現へ仕へ奉つる

元和八年より

將軍家へ仕へ奉る

寛永十五年四十九歳にて死し

重吉

久三郎　生國武蔵

寛永十五年

將軍家へ仕へ奉てまつる

家紋

国立公文書館
National Archives of Japan

加茂後河内

初鹿野

家伝ふいにくも先祖ハ加茂沢景廉が
後流なり居久武田信玄ゟ命ゝ
しかいにくふめく初鹿野と称と
初鹿野いまくも先ハ[illegible]

信玄

系

丹後守

天正十年甲州没落して武州

若根海にて討死

昌久

初鹿野伝右衛門　生国甲斐

信玄

信吉

弾正忠　生国同所

寛永二年九月廿二日卒して

死去　法名浄仙

寛永元年十一月十六日八十四歳にて

死去　法名性蓮

昌次

昌重

次郎左衛尉　生國武蔵

次郎左衛尉　生國同前

家の紋　菱　候哉　これをあらず

市郡の

●寛久

無大夫　生国壹岐　法名蓮清

東照大權現ゝ

永禄十一年演松清入国乃ゝ

叡命ふ[illegible]ゝ信濃陸奥五玉ふ

なをゝしき御馬を[illegible]

慶長六年伏見にをひて法皇
あづかり給ひ代度をつとむ

実俊

亜大夫 生國同前 法名浄祥
大指現につとめ 勅命に
よりて父実久の法号を授と
法号紀伊大納言殿 後府宗義の
時ゆゑ代度をつとむ 紀伊殿

国にうせたまひ
名徳院殿 ふつとめ御代官を
はたす

実利

亜大夫 生國同前
名徳院殿
将軍家につとめ法代度
をつとむ

家紋九ヶ所より一文字

国立公文書館
National Archives of Japan

右郡の

信濃

篠ヶ原の住人 生国大和

上総国雁南に住武田名字大膳よつふ

永禄七年正月八日下総国に参ル

ゆく我死ん清ふ

信通

[illegible] 生国[illegible]紀

[illegible]部大輔[illegible]

天正十八年 小田原没落[illegible]紀源八

[illegible]

同十九年[illegible]れて

東照大権現[illegible]つ[illegible]

寛永元年 正月十[illegible]日七十七歳

[illegible]して弾[illegible] 法名[illegible]雄

信次

[illegible]大[illegible]尉 生国同[illegible]

毎[illegible]武田冊波[illegible]女冊波を[illegible]中[illegible]

[illegible]

天正十九年父信通[illegible]

大権現[illegible]洋渡[illegible]

元和六年

[illegible]殿院殿ホツ[illegible]
寛永九年　六月廿七日　[illegible]十六歳
ホリて[illegible]法名浄陰

信安

作右衛門　生国武蔵
寛永九年
将軍家ヲ[illegible]

家紋　軍配団扇　結付螺

国立公文書館
National Archives of Japan

大野の

良猪

ちろ

ちろ乃原野列 壬生ふしまろ

越後の国の輝 清良永

一猪

ちろ

七宗廚 生國同家

右法度敬可令洛陽
將軍家可令入給
家級 剣菱

真野

重右

今本家厨 尾州引間郡にてしまれ

織田信長ゟ

元亀二年ゟ記

重家

合力家　生國同家

慶長七年

東照大權現

右被仰付候

寛永二年九月七日六十四歳ニ

記之

勝重

也力家　江州安土ニ住

重家ヤ　なひくゝ子ヒ実ハ福田

泳三郎義政ガ子ナリ義政尾州岩倉

ニ住シ織田信長ニ仕ヘ

元亀十八年正月十八日三十二歳ニ

シテ死ス　家紋三光傘　幕紋

三日月白兎

慶長八年 徳川二十二条の法規
大權現より賜はる所の
右法度厳
将軍家より法度出る
寛永十六年正月廿日 十八条
にて改る

徳政

江戸小路
武蔵 江戸小路

寛永八年
将軍家より つくまる

家紋 下葵の丸
幕紋 丸の内小菊

国立公文書館
National Archives of Japan

長野

正後

右京大夫 生國尾張

織田信長

正次

初右京大夫 生國同

国立公文書館
National Archives of Japan

織田信雄[illegible]

東照大權現[illegible]

元和八年八月十二日六十一歳[illegible]

正重

[illegible]次郎 初[illegible] 生國[illegible]

大權現[illegible] 慶長の[illegible]

[illegible]後[illegible]小姓[illegible]

弘乃番[illegible]

[illegible]小[illegible]結[illegible]役を[illegible]

正治

八十郎 生國武蔵

寛永十一年

將軍家[illegible]

同十七年御[illegible]番[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

長野

有國

吾右衛門　生國尾張

織田信長ヲ豊臣秀吉

小法ヲ

慶長十年八月二十六日ニ十八歳ヲ

以て死ス　法名浄西

有雲

七代目 生國同所

元和元年六月二十五日

東照大権現より御譜代を授

右徳院殿より二人ゝ

寛永六年四月二十四日三十歳

にて死去法名清光

有住

若太郎 生國山城

右徳院殿

御軍家より二人ゝ

家紋下藤の丸

国立公文書館
National Archives of Japan

重沢

野の尻

織田信長たりしひとり豊臣秀吉

慶長三年六月二十八日死

重綱

天皇后の宮　生國同家

母氏とつぐ　素戔嗚尊

將軍家　つ　つくへ　ふ　ま　ゆ

末吉

とハ平野氏豊臣秀吉の命ニ
もつて末吉とかへし

利方

効験霊験 法名道効 按列平地の祭
しまる
元和元年 京都寺門辺按列 大坂ニ

なをひろく信長ゝ[illegible]しく位をたゞく
恩をせむるゝ和睦乃わしき利
もまゝゝ事ゝあつる信長薨して
後秀吉ふつゝかゝ地を[illegible]ら伐
をつゝむ秀吉薨去れば
東照大權現ゝつゝゝくゝ[illegible]

右安

孫五郎殿 生國同お 法名[illegible]

大權現

名徳院殿ゝ年間ゝく東ゝる
元和元年大坂陣の時
大權現二條城ゝをひて
ゝくゝ度和平ト結る石川數正
西尾吉次守を平野
長治ゝ[illegible]なしぬ東國ゝべゝし
なゝうふなをひて後三人とゝ
平野ゝいたゝく大坂落城の後

大指現命じてけらく天皇の
左ハ言意況の事柄といへれ
汝先祖は生國人乃乃貴を
はたもしべしとおもふこれ
をつとも

長方

孫左衛門　生國同国清須

大指現

右德院殿つ人さまつり
父吉安ゆゑてけら生涯とつき
清代皮を法もしきな
將軍家に法べくつかへ
寛永十六年にめく出家と
ゆ上洛

長明

孫左衛門　生國同国

寛永十六年七月十八日浮ル
たちくつで
将軍家ゝ渡ル
又長方ゲ[illegible]と
とつもし

家紋 丹の筒で

平野の

正員

藤次郎　生國　摂津　法名道宋

未だ幼年なり　利方の聟なり

宗照大禅定

白雲院殿

将軍家　[illegible]

元和元年より清代友をつとむ

友平

藤次郎　生國山城

年號の

出國書に清原海孫

熊宣

二戸大郎入道

永禄十一年

東照大權現家列侍入國のとき濱松

橋場村にて本多軍營を攻へ

ふまつ山にて敵の二郎兵衛小栗

仁左衛門ト称シテ葉田左衛門ト云フ
べしとの仰あるときこれを聞て熊谷
左衛門ハ直ニ熊川の葉田を
ゝ引人ゝ帰ルホ帰ルやうに相ゝらゝ
色〻と申さに熊川の城を明渡
備中守氏綱が命と落人の紙よりて
島津をひきゝ此城ゝゝゝ
ゝていたをひて
大隅現横橋村ゝ熊川ゝ清数向ひ
ゝ

不日ゝ城ゝゝゝ
元亀三年武田信玄ゝ引ゝ
ゝ

大隅現池田城ゝ東方義村ゝ
地を元ゝ軍ゝ
命ゝて兵二十人を
地を南ゝ
ゝ和ゝ通ゝ
二俣の城をいぐ国中を

がゆへ[illegible]とうせんがうをめるゝ
天正二年十二月二十七日信玄が士卒
助九郎 勿論高天丈葉内者ども
二俵の地をいつぐ為よりて無之を
襲こうにをひて無之が親族双
をまじへ相しるふとゝさに無之海
を対陣このゆへ親族をゝびて
諸士しるひ犯をゝこはす敵無
とまゝ命をかゝとゝもあまゝれり

大権現ゟ事をきこしめ無之をめさる
るゝゝ御百姓高木て演松
かゝもくゝに今度かゝるところ
れ底ゝく廉治をくふべさとの
教命をうけまゝるゝゝ伊豆
俵ものゝ富士富士後河甲斐
三ヶ國を拾地と
大権現関東御入國乃ゝゝ伊豆俵ものゝ
をゝゝく俵ものべきの旨 俵と

かうるといへども病氣ゆへにて
びんてくまうるをゝことをくを
大樹現ゝ御後をうけ給代
うゝまうく法礼し御代友儀をつと

殿之登

三郎大夫殿　生國同所

大樹現ゝ御くまうるゝ
紀伊大納言殿御後列を仰せられ

代友をつとむ御意
後列ゝ紀列ふうつまひく
ゝ

毛利殿

将軍家ゝ御くまうる御代
友をつとむ

熊沢

七郎助　生國同所

右徳院殿
將軍家ゟ
家紋鷹の羽

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan